工事関係書類の簡素化ガイドライン

（土木工事編）

令和6年10月

久留米市

※）農林水産省は一部除く

目次

(令和２年度実施項目)

１．ガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
２．工事外注計画書の廃止・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
３．産業廃棄物処理計画書の簡略化・・・・・・・・・Ｐ６
４．安全訓練等の活動報告書の簡略化・・・・・・・・Ｐ７
５．段階確認の簡略化・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
６．上層路盤、下層路盤の現場密度試験の縮小・・・Ｐ９

(令和３年度実施項目)

７．出来形展開図の簡素化・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
８．工事打合せ簿の書類簡素化・・・・・・・・・・・Ｐ１１
９．安全訓練等活動報告書の書類簡素化・・・・・・Ｐ１２
10．工事写真帳の簡素化・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３

(令和４年度実施項目)

11. 工事情報共有システムの試行・・・・・・・・・・Ｐ１４
12. 遠隔臨場検査の試行・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
13. 工事提出書類ハンコレス・・・・・・・・・・・・Ｐ１６
14. 工事関係書類の統一化様式・・・・・・・・・・・Ｐ１７

(令和５年度実施提案項目)

15. 令和５年度より実施している工事書類の簡素化・Ｐ１８
16. 久留米市の工事書類簡素化の取り組み状況・・・Ｐ２２

※）農林水産省は一部除く

1. ガイドライン策定の目的

久留米市発注の土木工事については、福岡県発刊の『土木工事施工管理の手引き』に準拠した手続きを行っていますが、受注者の負担軽減や提出書類の簡素化の要望に応じるため、本市は平成26年度から工事関係書類の簡素化に取り組んでまいりました。

そこで、これまでの取り組み内容をまとめるとともに、今後本市における更なる工事書類簡素化を継続していくため、『工事関係書類の簡素化ガイドライン』を新たに作成いたしました。今後は本ガイドラインの整理更新をおこないながら、工事書類簡素化の取り組みの推進を図ります。

他方、国においては令和2年3月に働き方改革推進の一環として、九州・沖縄ブロック土木部長等会議にて「ICT活用工事（土工）」と「週休2日工事」と伴に『工事関係書類の統一化』を目標に掲げ、取り組みの検討を始めています。
このことから今後は、現在進めている「工事関係書類の統一化」を試験運用しながら充実させるとともに、「情報化システム」や「遠隔臨場」などのICT活用についても、使いやすさを追求し、関係者の負担軽減を図っていく必要があります。

※）農林水産省は一部除く

2. 工事外注計画書の廃止

全ての工事における工事外注計画書の廃止！

工事外注計画書

添付書類

・全ての工事において提出を求めている
　工事外注計画書を廃止します。（R2～）
・下請契約報告書を廃止します。（R6～）

令和6年1月1日
より不要に！

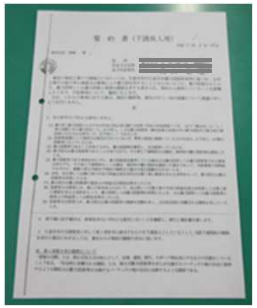

工事外注計画書　　施工体制台帳　　下請契約報告書　　誓約書

3. 産業廃棄物処理計画書の簡略化

産業廃棄物契約書(写し)の添付は不要！

産業廃棄物
処理計画書

添付書類

計画書

契約書

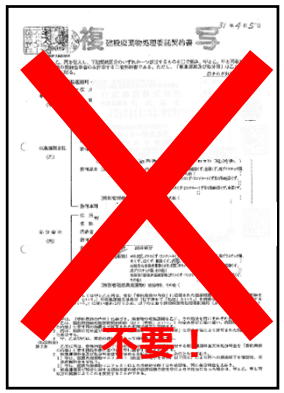

許可証

・産業廃棄物処計画書の添付書類のうち、<u>産業廃棄物契約書(写し)の添付は不要</u>（R2）

※添付書類は産業廃棄物処理業許可証（処分業・収集運搬業）の写しのみ（収集運搬業の許可車両一覧は不要）

中間処理施設、最終処分場への運搬経路図および状況など写真の添付は不要！

・産業廃棄物処理計画書に添付する<u>中間処理施設、最終処分場への運搬経路図および運搬状況写真の添付は不要</u>（R2）

・<u>産業廃棄物運搬車両の掲示状況(掲示ステッカー)写真の添付は不要</u>（R2）

状況写真は、完成図書の工事写真としての提出が必要です。

4. 安全訓練等活動報告書の簡略化

安全訓練に用いた資料の提出は不要！

安全訓練活動
報告書

添付書類
※工事打合せ簿で提出
・工事安全対策自己点検
チェックリスト（R6）

新規提出資料

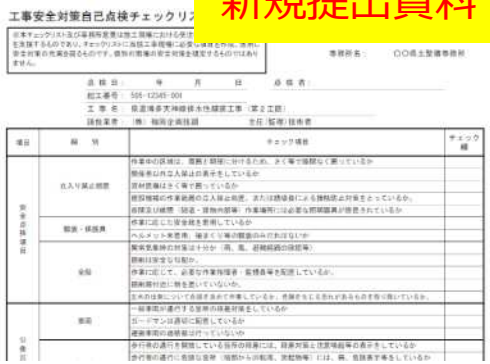

工事安全対策自己点検
チェックリスト

令和6年1月1日
より**不要**に！

令和6年1月1日
より**不要**に！

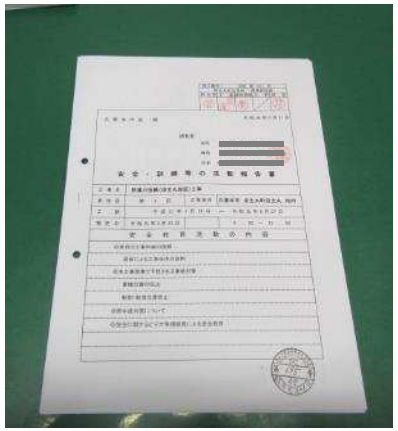

安全訓練活動
報告書（鑑）

出席者名簿

状況写真

安全訓練に
用いた資料

状況写真は、完成図書の工事写真
としての提出が必要です。

5. 段階確認の簡略化

①段階確認写真の省略

監督職員が臨場確認を行った場合は、臨場写真の添付は不要！

（提出書類）

段階
確認書

添付書類

・確認状況の写真は添付不要（R2）

※手書きで実測値を記入した出来高管理図表や設計図などを添付

段階確認書

段階確認
状況写真

不要！

※遠隔臨場で実施した場合も、記録と保存は不要。

６．上層路盤、下層路盤の現場密度試験の縮小

施工面積に応じて測定個数を限定！

<table>
<tr><th>管理項目</th><th>現行
（土木工事施工管理の手引き）</th><th>久留米市運用（Ｒ１）</th></tr>
<tr><td>下層路盤工
現場密度の測定</td><td>・1,000㎡につき1個、1工事につき最低3個
・歩道路盤工：片側延長80mにつき1個、1工事につき最低1個</td><td rowspan="2">・400㎡未満は1個
・400㎡以上1,000㎡未満は2個
・1,000㎡以上は土木工事施工管理の手引きのとおり</td></tr>
<tr><td>上層路盤工
現場密度の測定</td><td>・1,000㎡につき1個、1工事につき最低3個</td></tr>
</table>

※）土地改良工事積算基準書、森林整備保全事業設計積算要領により積算した工事は除く。

7. 出来形展開図の簡素化

1㎡未満の構造物（人孔蓋など）を出来高数量より控除しない！

出来形
展開図

・舗装工、床版工などにおける1箇所あたり1.0㎡未満の構造物（各種人孔、標識基礎など）は出来高面積より控除しない。（Ｒ１）

※）土地改良工事積算基準書、森林整備保全事業設計積算要領により積算した工事は除く。

（展開図サンプル）

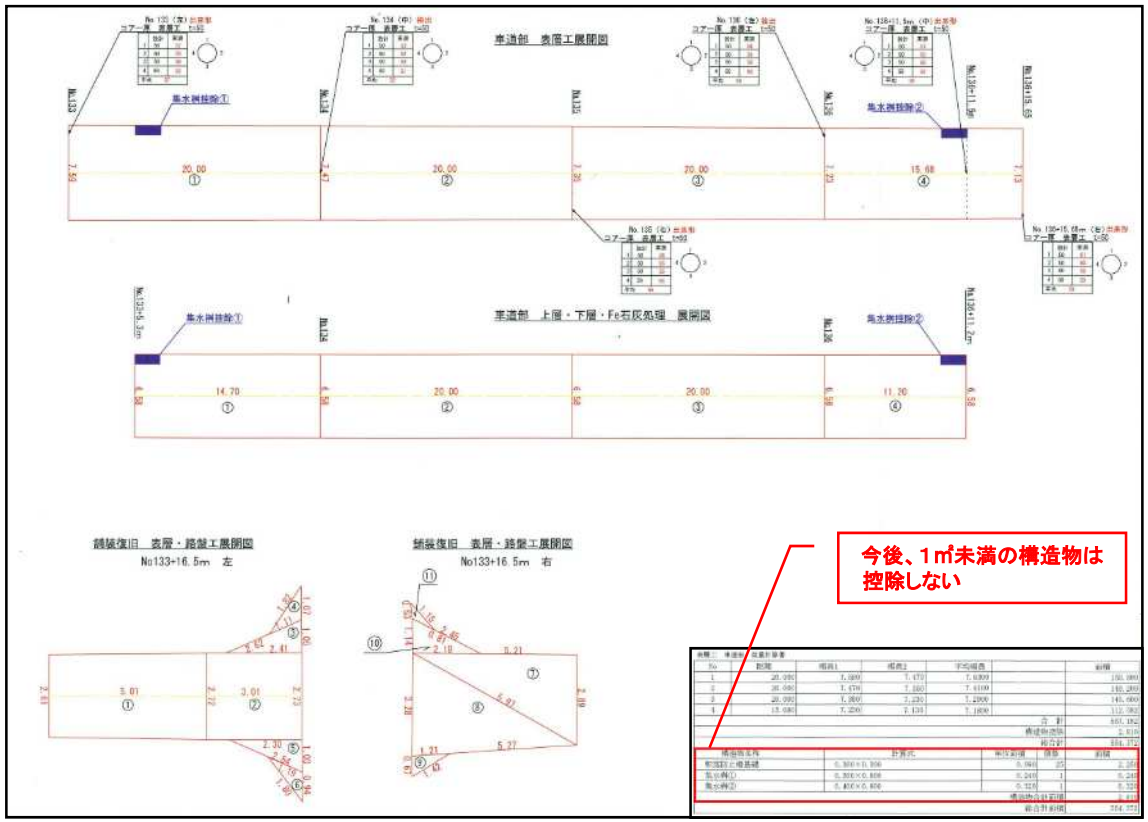

8. 工事打合せ簿の書類簡素化

工事打合せ簿のやりとりは基本的にメールにておこなう！（Ｒ２）

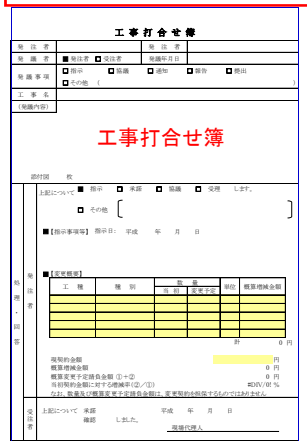

資料

状況写真

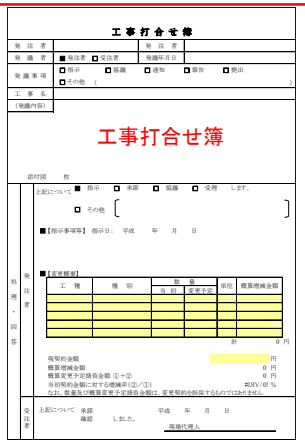

資料

状況写真

① 受注者は工事打合せ簿を作成したら、メールにて監督職員とやりとりをおこなう。
② 監督職員は協議内容を確認後、工事打合せ簿、資料などをプリントアウトし、電子決裁（電子+紙回議）にて決裁を取る。
③ 電子決裁後、監督職員は工事打合せ簿の写しをメールにて受注者に返信すると伴に、決裁文書（起案伺+工事打合せ簿+資料）をファイリング保管する。

9. 安全訓練等の活動報告書の書類簡素化

安全訓練等の活動報告書のやりとりは基本的にメールにておこなう！（Ｒ２）

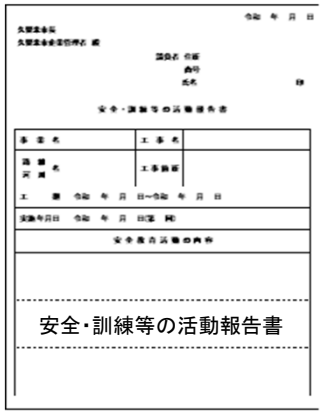

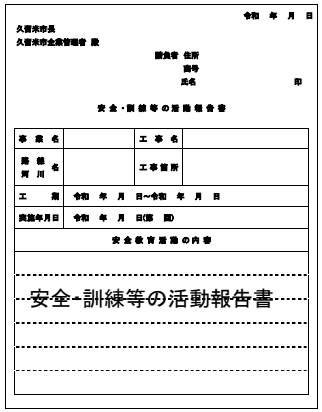

新規提出資料

安全対策自己
点検チェックリスト
（R6）
※工事打合せ簿
で提出

① 受注者は安全訓練等の活動報告書を作成したら、工事打合せ簿として、メールにて監督職員とやりとりをおこなう。
② 監督職員は安全訓練等の活動報告書の実施内容を確認後、安全訓練等の活動報告書、資料などをプリントアウトし、電子決裁（電子+紙回議）にて決裁を取る。
③ 電子決裁後、監督職員は決裁文書（起案伺+安全訓練等の活動報告書+資料）をファイリング保管する。

10. 工事写真帳の簡素化

工事写真帳の補足説明を省略可とする！（Ｒ２）

（現在）

撮影箇所	
工種	排水工
種別	管渠型側溝300　標準型
写真区分	使用材料写真
題名	材料検収

	設計値	実測値
W1	420	420
H1	465	465

（変更）

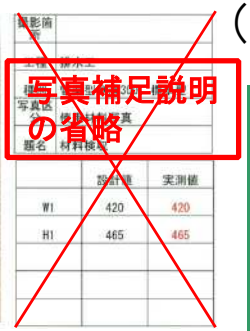

（工事黒板記載例）

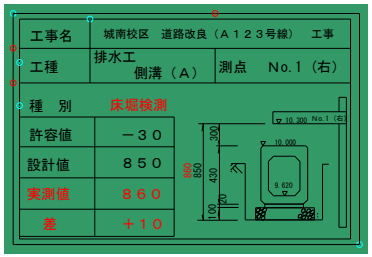

・現在、多くの受注者が工事写真帳でおこなっている補足説明作成を撮影状況良好の場合、省略可能とする。

・工事写真の撮影については、土木工事施工管理の手引き（福岡県県土整備部）写真管理基準に記載されている撮影6項目（①工事名 ②工種等 ③測点(位置) ④設計寸法 ⑤実測寸法 ⑥略図）を確実に黒板に記入し、以下の撮影内容が必ず整理されていることに留意すること。
1.着工前状況　2.施工状況　3.出来形、品質管理(全景+拡大)　4.完成状況
5.その他(安全管理、使用材料など)

・ただし、監督職員と協議し、補足説明が必要と認められる場合などは別とする。
例1.重要構造物など不可視出来形部の撮影
例2.黒板不鮮明または印刷不鮮明な場合
例3.監督職員が特に認める箇所の撮影　など

11. 工事情報共有システムの試行

R4より全工事が試行対象になります！！

〇対象工事：土木工事標準積算基準書（福岡県県土整備部）
土木工事共通仕様書（福岡県農林水産部）
治山林道必携（積算・施工編）
水道実務必携（全国簡易水道協会）　　を適用する工事

〇初回打ち合わせ時に、受注者に実施の意向を確認する。実施の場合には、後日、どの機能を活用するのか協議し、工事打合せ簿にて取り交わす。

〇発注者は、情報系を管理する課に対し、システムの利用申請を行い、許可後に利用を開始する。

〇システムで共有した工事書類は基本、電子媒体(CD－R等)にて提出を受ける。
※）試行期間中は紙提出も可能とする。

〇工事成績評定における「創意工夫」の項目で加点する。

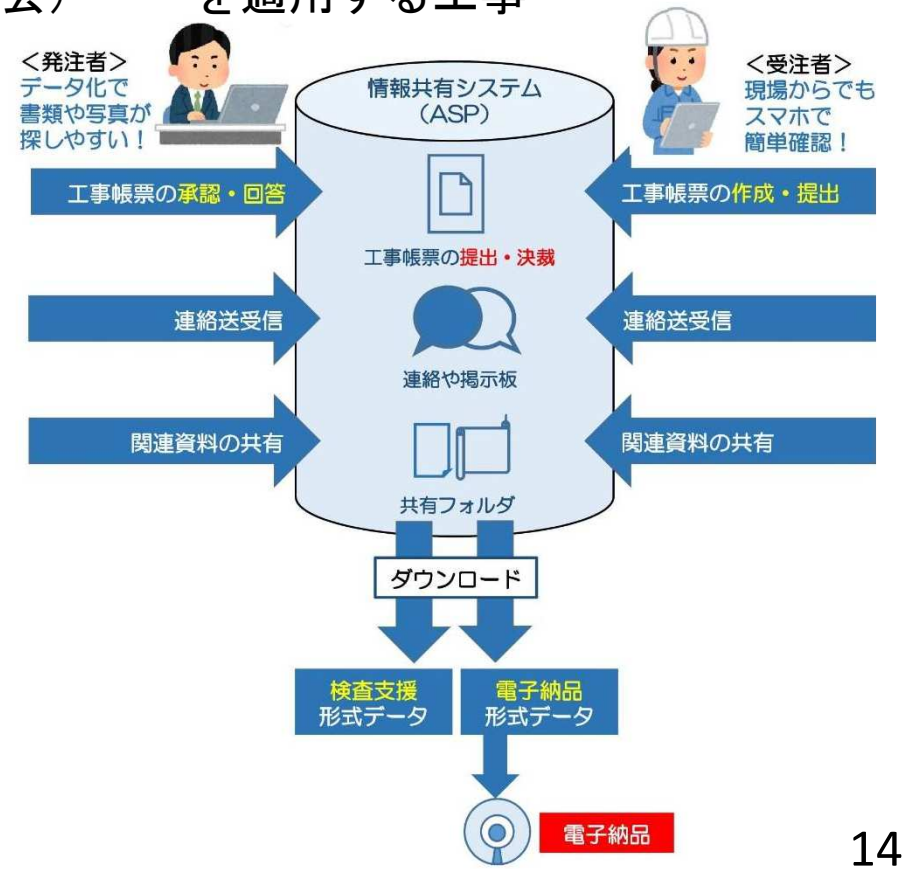

12. 遠隔臨場検査の試行

R4より全工事が試行対象になります！！

〇対象工事：土木工事標準積算基準書（福岡県県土整備部）
土木工事共通仕様書（福岡県農林水産部）
治山林道必携（積算・施工編）
水道実務必携（全国簡易水道協会）　　を適用する工事

〇初回打ち合わせ時に、受注者に実施の意向を確認する。実施の場合には、施工要領を参照の上、段階確認書、材料承認願いにて確認する。

〇発注者は、情報系を管理する課に対し、システムの利用申請を行い、許可後に利用を開始する。

〇実施後に段階確認書及び材料確認書の欄にサインする。

〇工事成績評定における「創意工夫」の項目で加点する。

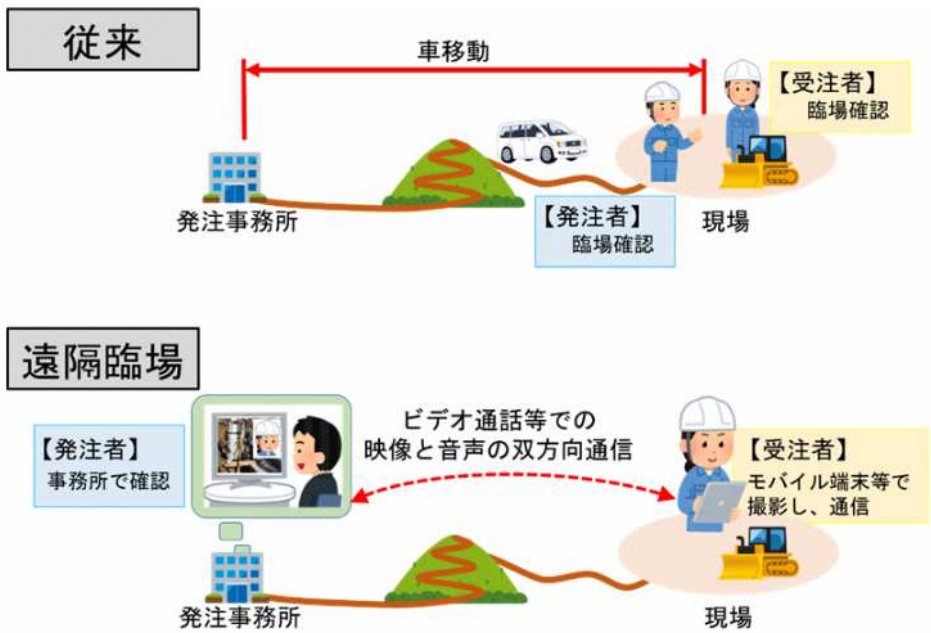

13. 工事提出書類のハンコレス

R4より契約書、誓約書および証明関係書類以外の書類はハンコレス!!

〇受注者から提出される*下記の書類以外*の書類は、会社印や代表者印の*押印を廃止*します

（押印が必要な書類）

〇契約書
〇誓約書（下請け人用）
〇工事打合せ協議簿
〇工程表
・情報共有システム（ASP）で提出する場合　→押印不要
・電子メールで提出する場合
→事前に発注者へ届け出たメールアドレスから送られた書面は押印不要
（電子メールを使用されている場合、書面を提出するために使用するメールアドレスを、監督職員と協議のうえ、届け出ること。また、メールアドレスを変更した場合その都度、届け出ること。）
〇建設発生土処分地計画書及び確認書　（処分地からの押印）
〇品質確認証明資料　（品質確認証明元の押印）

※**工事打合せ記録簿において**現場代理人に権限のない*「請負代金額の変更」*、*「工期の変更」など*については*会社代表者の押印が必要*！！

14. 工事関係書類の統一化様式

工事に必要な書類を統一化し、１つのファイルにまとめました！（R4）

（従来）

材料承認願

使用材料等承認申請書

使用材料等承認申請書

少し違う様式？

・どの様式を使えばよい？

（R5年度より）

材料承認願

・様式を統一！

〇書類の様式がいくつもあり分かりにくかったものを統一しました。
※任意様式を除く

久留米市発注土木工事における提出書類

このファイルには青色番号の様式が含まれています。入力シートに入力後、青色番号をクリックしワークシートを選択記入して印刷して下さい。

提出書類一覧

提出時期	番号	書類名	摘要	参照（＊2）	提出先 監	提出先 契	提出日等メモ
契約時	101	専任を要する主任技術者（現場代理人）の兼務申請書	専任を要する配置予定技術者（もしくは現場代理人）が、既契約工事の専任を要する主任技術者（もしくは現場代理人）と兼務申請する場合、*契約前*に工事検査課へ提出			○	
	102	特例監理技術者兼務申請書	監理技術者補佐を専任で配置し、特例監理技術者の兼務を希望する場合は、兼務開始前に申請書を工事検査課へ提出 ※様式2ページ目に条件・必要添付書類について記載			○	
	103	特定建設工事共同企業体（JV）協定書（2者JV用）	2者JV発注案件を落札した場合、契約時に契約課へ1部提出			○	
	104	特定建設工事共同企業体（JV）協定書（3者JV用）	3者JV発注案件を落札した場合、契約時に契約課へ1部提出			○	
	105	建設リサイクル法に伴う書類（12条）説明書（別紙1）	その他の工作物に関する工事（土木工事等）において 請負代金の額が500万円以上の工事が提出対象 1部提出（施工担当課で確認印を押印）			○	
	106	建設リサイクル法に伴う書類（12条）分別解体等の計画等（別表3）	その他の工作物に関する工事（土木工事等）において 請負代金の額が500万円以上の工事が提出対象 1部提出			○	
	107	建設リサイクル法に伴う書類（13条）契約にかかる書面（別紙2-3）	その他の工作物に関する工事（土木工事等）において 請負代金の額が500万円以上の工事が提出対象 2部※作成（施工担当課で確認印を押印）契約書の約款と仕様書の間に閉じる ※JVの場合は、契約書作成の部数必要			○	
契約後7日以内	108	工程表	工事着工届に添付して提出			○	
	109	工事着工届	雇用確認書類（保険証等）の写し及び主任（監理）技術者については、資格確認書類			○	
			及び主任（監理）技術者については、資格確認書類			○	

・提出時期ごとにそろえ、分かりやすく！
例）契約時
着工前または行為前　など

・様式にリンク！
青文字で記載

・提出先が一目でわかる！
監：監督職員へ
契：契約課へ

・注意事項も一目でわかる！

〇さらに、様式を１つのExcelファイルにまとめました。　※任意様式を除く

15. 令和5年度より実施している工事書類の簡素化（1）

「土木工事施工管理の手引き 令和４年１０月」に準じた簡素化を実施！

No.	項目	提出が必要な書類	省略内容
1	コリンズの登録	―	システムから監督職員にメール送信されれば、発注者への提示や提出は不要
2	変更施工計画書の提出	①施工計画書 ②変更施工計画書	軽微な変更では不要、および変更時の全体版は不要
3	施工体制台帳・施工体系図	①発注者と受注者の請負契約書 ②下請契約書（全て） ③元請技術者の資格及び雇用を証明するもの ④市外業者と下請契約を締結する場合は、「選定理由書」 ⑤作業員名簿	①建設業許可の写し(元請け・下請け共に不要) ②受注者の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し ③監理技術者などの技術者届の写し ④見積依頼書の添付図面 ⑤技術者配置の要件以外の資格や実務経歴の写し (例：「資格内容」を1級土木施工管理技士と記載した場合の実務経験10年の証明) ⑥下請け技術者の資格・免許などの写し
4	建設廃棄物処理計画書	産業廃棄物処理業許可証（処分業・収集運搬業）の写し	①産業廃棄物処理契約書、②経路図、③写真
5	材料承認願	㊟ マークの承認を得た工場のコンクリートを使用する場合は、配合計画書	骨材試験成績書、セメント試験成績表　など
6	材料確認、段階確認、確認・立会	段階確認書、確認状況写真	監督職員などが臨場する場合の確認状況写真の撮影

15. 令和5年度より実施している工事書類の簡素化（2）

「土木工事施工管理の手引き 令和４年１０月」に準じた簡素化を実施！

No.	項目	提出が必要な書類	省略内容
7	材料確認書	設計図書に記載しているもの（※塗料、植栽（樹木類）、現場発生品は必要）	材料確認(材料確認書)は設計図書に記載しているもの以外
8	休日・夜間作業届	口頭、FAX、電子メールなどによる連絡。ただし、道路上の交通規制を伴う工事については提出	休日・夜間作業届
9	ICT活用技術	-	3次元出来形管理を行う場合の従来手法の出来形管理は不要
10	産業廃棄物管理票	工事打合せ簿 ※完成前までに集計表を作成し、「工事打合せ簿」に添付して提出	監督職員が原本を照合 マニフェスト（A・E表）の写し提出不要
11	アスファルト品質試験	認定証の写し ※アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物	混合物のアスファルト抽出及び混合物の粒度分布試験
12	工事写真	工事写真	①排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真は撮影 ②黒板の文字が確認できれば、写真帳の添え書きは不要　など

15. 令和5年度より実施している工事書類の簡素化（3）

令和６年１月１日以降に契約した工事にはさらなる簡素化を実施！

No.	項目	提出が必要な書類	省略内容
1	施工計画書	施工計画書	当初請負金額5,000万円未満の工事は、「簡易版」を工事着手前に取りまとめて提出 ※次頁参照
2	外注計画書などの廃止	―	下請契約報告書の廃止
3	安全訓練の活動報告書	①安全訓練等の活動報告書 ②工事安全対策自己点検チェックリスト ※以上2点ですが、完成時の工事写真には、実施状況の写真が必要です。	①参加者名簿（直筆） ②実施状況写真の廃止
4	誘導員伝票の写し	―	提出不要（事前の打合せにて監督職員が集計表の内容をチェック）

〇令和５年度実施工事のうち簡素化の対象工事

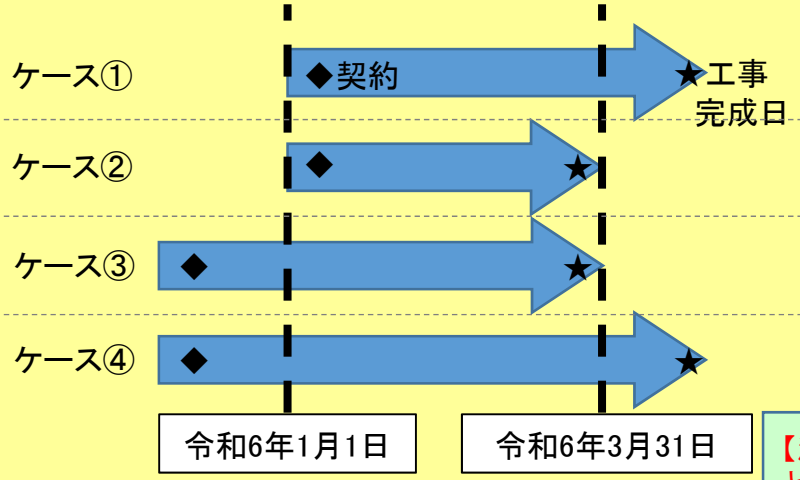

	契約日が 令和6年1月1日より	工事完成日が 令和6年3月31日より	簡素化
ケース①	後	後	対象
ケース②	後	前	対象外
ケース③	前	前	対象外
ケース④	前	後	対象

対象工事は、

・特記仕様書
・初回打合せ簿
・工事成績評定

が、変更になります。

※ケース④は変更契約が必要

【注意】ケース④については、令和6年1月1日までに作成しておかないといけない書類がある場合は、それまでの書類は必要となります。

15. 令和5年度より実施している工事書類の簡素化(4)

当初請負金額が5,000万円未満の工事は、施工計画（簡易版）を適用！

当初請負金額5,000万円以上の工事	当初請負金額5,000万円未満の工事(簡易版)
(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地などを含む) (8) 施工管理計画 ・工程管理計画　・品質管理計画書　・写真管理計画 ・出来形管理計画書　・段階確認計画　・品質証明計画 (9) 安全管理 ・安全訓練等の活動計画書 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ・建設廃棄物処理計画書 ・建設発生土処分地計画書 ・再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書 (15) その他 (第三者保険・法定外労働保険の写しなど) ※契約図書および監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。	(8) 施工管理計画 ・品質管理計画書 ・出来形管理計画書 ・段階確認計画 (9) 安全管理 ・安全訓練等の活動計画書 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ・建設廃棄物処理計画書 ・建設発生土処分地計画書 ・再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書 (15) その他 (第三者保険・法定外労働保険の写し等) ※契約図書および監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。

※当初請負金額によらず以下の事項に注意
・材料承認願は材料使用前に別途提出し、承認(承諾)が必要。
・交通安全管理計画書は道路使用許可を要する場合に、道路使用許可を受けた時点で速やかに別途提出が必要。

※）農林水産省は一部除く

16. 久留米市の工事書類簡素化の取り組み状況（1）

・平成26年度 → 小規模工事（予定価格1,000万円未満）の工事の施工計画書の簡略化

・平成29年度 → 産業廃棄物の運搬における状況写真を省略

・令和元年度 → ①工事外注計画書の廃止
②産業廃棄物処理添付書類の見直し（産業廃棄物処理契約書写しの添付廃止、中間処理施設および最終処理処分場への経路図と経路写真の廃止、産業廃棄物運搬車両の掲示状況写真の廃止）
③安全訓練等の活動報告書の見直し（安全訓練活動資料の添付廃止）
④段階確認資料の見直し（臨場状況写真の添付廃止）
⑤現場密度試験の縮小(予定価格1,000万円未満)
⑥出来形展開図の簡素化

・令和2年度 → ⑦工事打合せ簿の書類簡素化
⑧安全訓練等活動報告書の書類簡素化
⑨工事写真帳の簡素化

・令和3年度 → ⑩工事情報共有システムの試行
⑪遠隔臨場検査の試行
⑫工事提出書類のハンコレス

16. 久留米市の工事書類簡素化の取り組み状況（2）

・令和4年度 → ⑬工事関係書類の統一化様式

・令和5年度 → ⑭「土木工事施工管理の手引き　令和4年10月」に準じた簡素化
⑮令和6年1月1日以降の契約より更なる書類の簡素化
※当初請負金額5,000万円未満の工事は施工計画書（簡易版）に変更
⑯工事関係書類のさらなる統一化様式（契約から完了まで）

※）農林水産省は一部除く